# 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令 （平成二十七年政令第三百十二号）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、二とする。

# 附　則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。

# 附則（平成二八年一一月一六日政令第三五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。